

5 ステップ2 食品の識別

ステップ2

ステップ2では、①入荷品の識別、②加工・包装した商品の識別、に取り組みます。

食品を識別して、問題の商品を見つけやすくしましょう。

「識別」とは、ロットや個体・個別製品を特定できること。具体的には、識別単位（ひとまとめてにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個別製品に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

①入荷品の識別

【内容】 入荷品のロット（識別単位）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。

【効果】

- ・入荷品に問題があったとき、ロット番号を目じるしとして、問題のある入荷品を探しやすくなる。
- ・入荷品の在庫状況を把握しやすくなる。

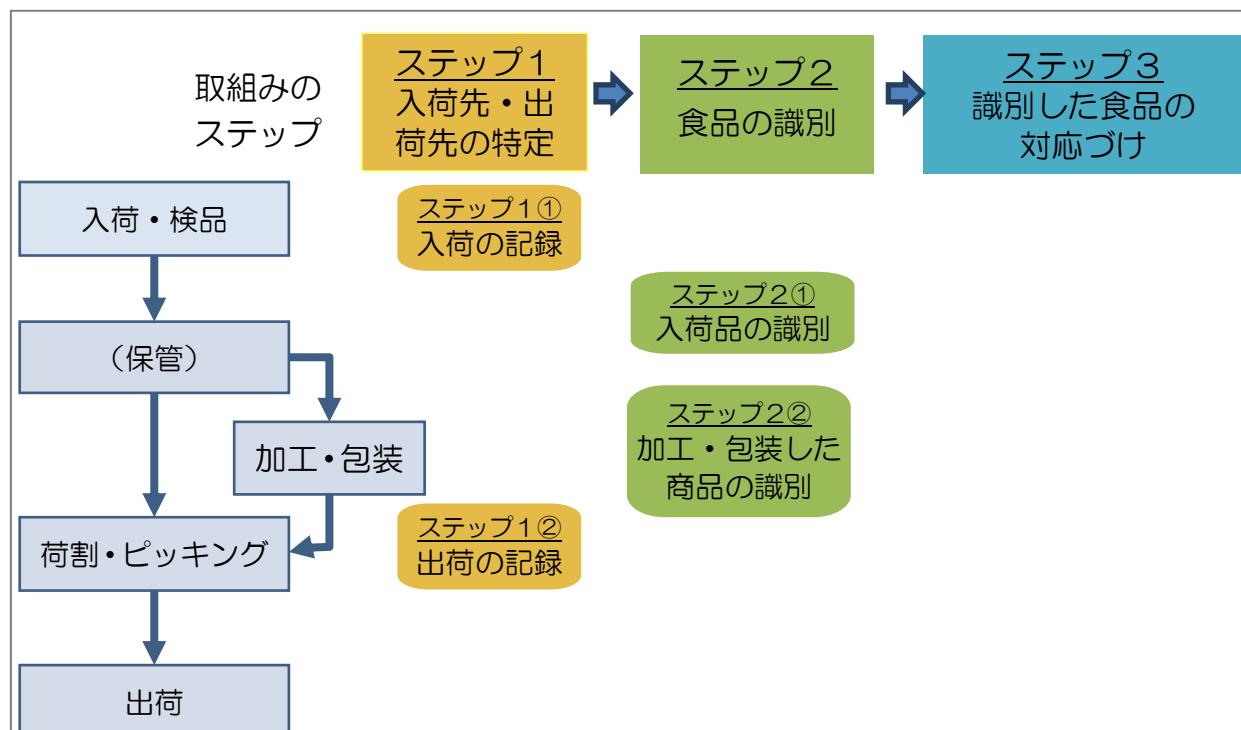
②加工・包装した商品の識別

【内容】 加工・包装した商品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。

【効果】

- ・問題が発生したとき、ロット番号を手がかりに、自社内にある問題のあるロットを探し出しやすくなる。
- ・出荷先や消費者に対して、問題のある商品のロット番号を知らせ、撤去・回収を依頼することができる。
- ・加工・包装した商品の在庫状況を把握しやすくなる。

図5 卸売業の工程における「ステップ2」の取組要素



卸売業における「ステップ2②加工・包装した商品の識別」が必要ない場合

「②加工・包装した商品の識別」は、仕入れた商品を、加工・包装することなく、そのまま出荷する場合は、通常は必要ありません。

卸売業者が温度帯変更をする場合や、菓子等のアソート品を作る場合には、「②加工・包装した商品の識別」の手順や書式を応用できると考えられます。

Q&A 3

Q 加工食品卸が扱う商品には、スルー型の商品と、ストック型の商品があります。どちらの場合も、入荷品の識別をすべきですか？

A ストック型の商品において有効です。

卸売業が扱う商品のうち、いわゆる「スルー型」の商品は、在庫されず、ほかの入荷した単位と混じることもなく、出荷先ごとに分荷されていくので、「入荷品の識別」をする必要性が低いと考えられます。つまり、「ストック型」の商品のほうが、取り組む必要性が高いと言えます。

Q&A 4

Q 生鮮の青果や水産物の段ボール箱や発泡スチロール箱の多くには、入荷先（生産者団体など）による日付やロット番号などの識別記号の表示がありません。この場合、誰がどの工程で識別すべきですか？

A 本来、その生産・製造・包装を行った事業者が、その製品を識別するのが原則です。

卸売業者に入荷した段階でロット番号等の表示がされていない場合にも、卸売業者において、他の入荷ロットと区別できるよう、「入荷品の識別」をします。取組事例4（p29）も参考にしてください。

準備手順

(1) 入荷ロットの定義

(定義の例)

- ・【入荷日、入荷先、商品種類】が同一
 - ・【//、賞味期限】が同一
 - ・【//、産地】が同一

どのような入荷ロットとするか
決めましょう

(2) 入荷ロット番号の割り当てルールの決定

(割り当てルールの例)

- 入荷日 + 入荷先 + 品名
 - 入荷日 + 入荷先 + 商品コード + 賞味期限 等

どのような番号を割り当てるか決めましょう

(3) 入荷ロット番号の表示方法の決定

(表示方法の例)

130827TK

手書文



ラベル

どのように番号を表示するか決めましょう

(4) 入荷ロット番号の記録様式の決定

(記録様式の例)

新左江様式を作成

どの様式に記録する
か決めましょう

「入荷の記録」

納品書					No.12345678
(株)○○○ 様		○○市○○町○○番地 (郵便番号)			
平成23年4月1日					
品名	数量	単位	単価	金額	備考
商品A	50	kg	100	5,000円	
商品B	50	kg	100	5,000円	
商品C	80	kg	100	8,000円	
計				18,000円	

「取組手法編」の様式

… 「取組手法編」
n.3 参照

(5) 記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p9 下の囲み

作業手順（例）

○入荷ロット番号の作成

【入荷日・入荷先・商品種類・産地】が同一と定義
(生鮮品の例)

例：品名+産地名+入荷日
(文字) (文字) (6桁)
+入荷先記号
(2桁)

キャベツ〇〇県産130827TK

…2013年8月27日に
入荷先TKから入荷した
〇〇県産のキャベツ

○入荷ロット番号の作成

【入荷日・入荷先・賞味期限】が
同一と定義(加工食品の例)

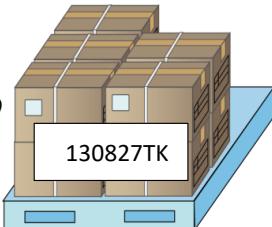
例：商品コード+入荷日
(4桁) (6桁)
+入荷先記号+賞味期限
(6桁) (6桁)

P234-130827-TK-140824

… 2013年8月27日に
入荷先TKから入荷した
商品コードP234の商品
賞味期限は2014年8月24日

○入荷ロット番号を表示

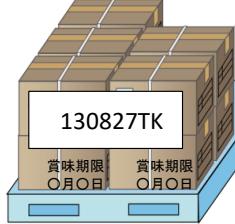
例：手書きラベルを
貼付
(パレット毎に1枚)



(品名、産地名は、外箱の表示を活かす)

○入荷ロット番号を表示

例：手書きラベルを
貼付
(パレット毎に1枚)



(賞味期限は、外箱の表示を活かす)

○入荷記録を記録

例：「入荷の記録」を生かす。
(新たな記録はしない)

ロットの定義である
【品名、産地、入荷日、入荷先】が
すでに記載されているため

○ロット番号を記入

例：納品書（「入荷の記録」）
に賞味期限を記入

納品書						
No.12345678 (株) A食品 様						
2013年8月27日 〇〇市〇〇町〇〇番地 (株)TK食品						
品名	商品コード	数量	単位	単価	金額	備考
品名A	P234	50	kg	100	5,000円	2014.8.24
品名B	PS67	50	kg	100	5,000円	2014.8.28
品名C	P890	80	kg	100	8,000円	2014.8.30
					18,000円	
計						

ロットの定義の
うち、【商品種
類、入荷日、
入荷先】につ
いては、すで
に記載されて
いるため

○記録を保存する

【「入荷品の識別」の解説】

入荷品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

ロットとは、「ほぼ同一の条件下において生産・加工または包装された原料・半製品・製品のまとまり」のことをいいます。

入荷ロットとは、入荷品をひとまとめにして管理する単位（まとまり）」のことを言います。

(1) 入荷ロットの定義の決定

入荷品を、どのような条件で1つの入荷ロットとするか、決めます。

1つの入荷先から同時に入荷した、同じ商品種類の入荷品の単位を、1つの入荷ロットとするのが基本です。

入荷先がロットを定義し（例えば製造日別、収穫日別、产地別など）その単位で出荷している場合は、そのロットを引き継いで入荷ロットとします。

そうでない場合は、入荷した段階でロットを定義します。

ここで商品種類とは、同じ仕様で生産・製造され、同じ品名で取引される製品のまとまりを指します。生産者・製造者が同一とは限りません。

入荷先のロットを引き継げるのは、具体的には、入荷先のロットが適切に定義され（異なる製造日のものを一緒にしているなど）、入荷品にロット番号が表示され、かつ入荷先から伝票等によりロット番号とロットごとの数量が伝達されている（総論7.2参照）場合を指します。

例えば、商品やその外箱に、メーカー等がつけた賞味期限または消費期限の表示があり、自社の在庫管理上も区別したい場合は、入荷先・入荷日時・商品種類に加え、賞味期限または消費期限が同じであることを条件に1つの入荷ロットにします。



One Point!

入荷ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応、を考慮します。

- ①食品安全のためのリスク管理をしやすくするため、同じようなリスクを持つものを一つにまとめておくことが必要です。そのためなるべく「同一の条件」で生産・加工、包装されたものの範囲で、1つの入荷ロットにします。
- ②表示のルールを守るために、商品の表示内容に対応して入荷（原料）ロットを形成する必要があります。例えば、産地が表示されている場合は、表示される産地別にロットを形成することとなります。

(2) 入荷ロット番号の割り当てルールの決定

上記で定義した入荷ロットの条件に応じて、ロット番号を以下の例のように割り当てます。

- ・品名（または商品コード）+入荷日+入荷先
- ・品名（または商品コード）+入荷日+入荷先+製造日（または、賞味期限または消費期限）

入荷先でロットが定義されロット番号が割り当てられている場合には、そのロット番号を利用できます。

(3) 入荷ロット番号の表示方法の決定

外箱に手書きする、ラベルを印刷して貼る、などの入荷ロットへのロット番号の表示方法を決めます。

個々の箱・容器に表示しなくても、入荷ロット番号がひと目でわかるように入荷ロットに札を貼る方法でもかまいません。

また、簡便法ですが、入荷ロット番号を、「品名+入荷日+入荷先」とした場合に、入荷先がいつも同じで、品名がすでに入荷品や外箱に表示されていれば、その表示をロット番号の入荷先、品名として代用し、入荷日（ロットの定義によっては、それに加えて賞味期限または消費期限）だけを表示することもできます。

一部の生鮮品のように、入荷品にロット番号や日付が表示されていない場合は、生産・包装した事業者（生産者や集出荷業者など）や入荷先の事業者に、ロット番号の表示を依頼しましょう。入荷品にロット番号や日付の表示がされていない場合には、自社からの出荷の工程や、出荷先事業者内部で、他のロットとの区別ができなくなる可能性があるので留意しましょう。

生産・製造した製品の識別については、総論「5.2 生産・製造した製品の識別」で解説しています。

(4) 入荷ロット番号の記録様式の決定

入荷ロット番号を「入荷の記録」に記録します。

入荷ロットの決め方によっては、追記の必要がない場合があります。「入荷の記録」は、通常、入荷日・入荷先毎に作成されるので、例えば、同一入荷日・入荷先で入荷ロットを定義した場合は、改めて入荷ロット番号を記録しなくても、それがその入荷ロットの「入荷の記録」であるかはわかります。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p3（様式②-1 または②-2）を参照してください。様式を紙で印刷してそのまま活用しても構いません。

(5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

 **One Point!****【入荷品の識別と在庫管理】**

卸売業者にとって、入荷品の識別は、もともと在庫管理の一環として行われている事業者が多いようです。

同じ商品種類の入荷ロットをなるべく同じ場所に置き、入荷ロット番号を表示して保管することで、先入れ・先出しがしやすくなります。

また定期的に入荷ロットごとの在庫数量を把握することにより（いわゆる棚卸）、出荷期限切れなどのロスを防止できる効果があります。

さらに徹底した方法として、出入庫台帳を作成し入荷ロットごとのロット番号・入庫日・品名・賞味期限・数量（場合によってはロケーション番号※も）を記載しておき、出庫の際にはそのロットごとの出庫日・出庫数量・残数等を記録していきます。そうすれば、入荷ロットごとの在庫数を正確につかめます。

こうして在庫が把握できれば、製品の撤去・回収に役立ちます。

※庫内の区画や棚に割り当てた番号

基本

取組事例③：加工食品卸の入荷品の識別
(加工食品卸売業者Dの物流センターE)

消費地に立地する物流センターEは、加工食品卸売業者が直接運営している物流センターです。多数の食品メーカーの物流拠点から、段ボール箱に納められた加工食品や酒類が入荷します。これを小売業者等からの注文に応じて、ピッキングを行い出荷しています。

ストック型の商品とスルー型の商品とで、入荷時の扱いが異なります。

ストック型の商品の場合、入荷時に商品の賞味期限日ごとの個数を確認し、記録します。この単位が「入荷ロット」となります。この入荷ロット番号等が表示されたラベルを商品に貼付し、保管場所やピッキング棚に持っていきます。

入荷ロットへのラベル(イメージ)



ピッキングや出荷の際には、ロットと出荷先を対応づける記録をしているわけではありません。しかし、先入れ・先出しを実施することにより、どの賞味期限のロットがいつどこに出荷されたかを推定する記録が残ります。さらに定期的な棚卸により、その推定と実態との間に差がないかどうかをチェックしています。

準備手順

(1) 加工・包装ロットの定義

どのような条件で加工・包装
ロットとするか決めましょう

(定義の例)

- ・【商品種類、加工・包装日】が同一
 - ・【〃、産地】が同一 等

(2) 加工・包装ロット番号の割り当てルールの決定

(割り当てルールの例)

どのような番号を割り当てるか決めましょう

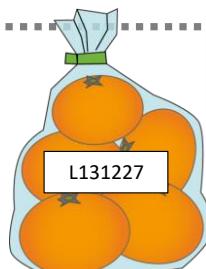
- ・事業者番号 + 商品コード + 加工・包装日
 - ・// + 産地名 等

(3) 加工・包装ロット番号の表示方法の決定

(表示方法の例)



七
手書



このように番号を表示
するか決めましょう

(4) 加工・包装ロット番号の記録様式の決定

どの様式に記録
するか決めましょう

(記録様式の例)

既存の作業日報を活用



新たに様式を作成

日別出荷実績		月別出荷実績		年別出荷実績		合計出荷実績	
年	月	年	月	年	月	年	月
平成24年	1月	平成24年	1月	平成24年	1月	平成24年	1月
平成24年	2月	平成24年	2月	平成24年	2月	平成24年	2月
平成24年	3月	平成24年	3月	平成24年	3月	平成24年	3月
平成24年	4月	平成24年	4月	平成24年	4月	平成24年	4月
平成24年	5月	平成24年	5月	平成24年	5月	平成24年	5月
平成24年	6月	平成24年	6月	平成24年	6月	平成24年	6月
平成24年	7月	平成24年	7月	平成24年	7月	平成24年	7月
平成24年	8月	平成24年	8月	平成24年	8月	平成24年	8月
平成24年	9月	平成24年	9月	平成24年	9月	平成24年	9月
平成24年	10月	平成24年	10月	平成24年	10月	平成24年	10月
平成24年	11月	平成24年	11月	平成24年	11月	平成24年	11月
平成24年	12月	平成24年	12月	平成24年	12月	平成24年	12月

「取組手法編」の様式

… 「取組手法編」p14
(様式②)-3) 参照

(5)記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

作業手順（例）

○加工・包装ロット番号の作成

【加工・包装日】が同一と定義

例：事業者名 + 品名 + 加工・包装日 + 産地名
 (文字) (文字) (7桁) (文字)

○○みかん	○○県産
○○青果	L131227

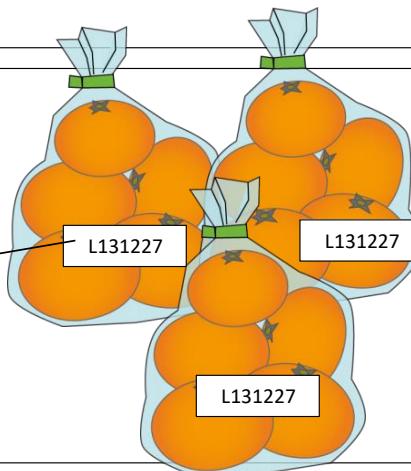
… 事業者○○青果が2013年12月27日に包装した
 ○○県産の○○みかん

○商品に加工・包装ロット番号を表示

例：ラベルを貼付

L131227

品名、産地、事業者名は
別途表示



○記録様式に加工・包装ロット番号を記録

例：包装作業日報に、
 作業日・パック数と
 ともに、加工・包装
 ロット番号を記録

包装作業日報	
13年12月27日	
担当者 _____	
品名・産地	製品
○○みかん (○県産)	L131227 ◇個

○記録を保存する

【「加工・包装した商品の識別」の解説】

自社で加工・包装した商品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

(1) 加工・包装ロットの定義の決定

自社が加工・包装した商品を、どのような条件で、1つのロットにするか、決めます。

例えば、同一商品種類であって、加工・包装日が同一のものを1つのロットと決めます。生鮮食品のように産地表示が必要な場合には、加工・包装日が同一、かつ産地が同一のものを1つのロットと決めます。



One Point!

ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応、を考慮します。

①食品安全のためのリスク管理をしやすくするため、同じようなリスクを持つものを1つにまとめておくことが必要です。そのため「同一の条件」で加工・包装されたものの範囲で、1つのロットにまとめます。最大でも同じ日に加工・包装した商品の範囲でロットを形成することが必要です。

②表示のルールを守るためには、表示内容に対応したロットを形成する必要があります。

(2) 加工・包装ロット番号の割り当てルールの決定

1つのロットに対して、固有の1つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号で表せるように、番号の割り当てのルールを決めます。

ロット番号の割り当て方として、以下のような方法があります。

方法1：同一加工・包装日で1つのロットとする場合

事業者番号+商品コード+加工・包装日

方法2：同一加工・包装日、産地で1つのロットとする場合

事業者番号+商品コード+加工・包装日+産地

※簡便法として、加工・包装日に代えてすでに商品に表示してある賞味期限または消費期限を用いることができます。

※ロット番号は、数字と記号であらわすのが基本ですが、下記のように事業者名、商品種類名などの文字を使うこともできます。

例：〇〇社、△△（商品名）

加工・包装時間帯記号が表示される場合でも、ロットの単位は1日全体などのより大きな単位としておくことで十分な場合があります。ロットの単位については、One Point!をもとに検討して下さい。

(3) 加工・包装ロット番号の表示方法の決定

加工・包装へのロット番号の表示方法を決めます。1つ1つの商品にロット番号を表示します。商品の包装への手書き、ラベルの作成・貼付、印字等の方法があります。

なお、外箱に梱包する場合は、外箱にもロット番号があれば、自社の商品在庫管理や、出荷先以降の事業者での在庫管理やトレーサビリティのために有効です。

(4) 加工・包装ロット番号の記録様式の決定

加工・包装ロット番号の記録様式を決めます。

加工・包装工程の記録簿（例えば、作業日報）があれば、そこにロット番号を記載します。もし記録簿がない場合は、記録様式を作成します。

なお、記録簿に記録されている事項が活かせれば、改めてロット番号を記入しなくてもかまいません。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p14（様式②-3）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用いただいても構いません。

(5) 記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは、「7.1 記録の保存」を参照してください。

**課題
対応** 取組事例4：青果の卸売業者（荷受）が、割符によって商品を識別することによる取り違いの防止

青果の卸売業者F社は、消費地にある中央卸売市場の卸売業者（荷受）です。

卸売業者Fは、販売する単位を識別しています。

卸売市場には、たくさんの仲卸業者や小売業者が卸売場にやってきて、自ら商品を引き取っていきます。しかし、商品である青果の段ボール箱には多くの場合、生産段階のロット番号が表示されておらず、商品の識別の取組みが必要な状態です。F社は、このマニュアルに解説する識別に代わるものとして「割符」を使い、販売する単位を識別しています。

F社は、販売相手と数量が決定した段階で、商品の販売単位ごと・商品の買受人ごとに、商品情報・買受数量・販売日が印刷された割符（シール）を貼り付けておきます。これにより、引き取りの際の取り違いの防止を防ぐことができます。

また、仲卸業者は保管スペースが不足しがちなために、引き取りが遅れたり、何回かに分けて引き取っていくことがあるため、割符には、いくつ引き取っていったかを記録する機能もあります。

このほか、卸売業者が出荷品を識別することによって、仲卸業者・小売業者など買い手側のステップ2①「入荷品の識別」に取り組みやすくなります。

割符（イメージ）

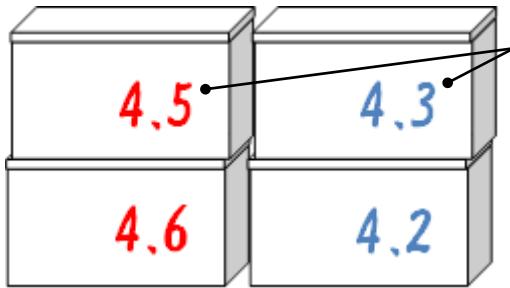
	壳番	担当	原票No.
荷主			原産地
備印			
品名			
等階級			数量
相対取引物品			
買受人			
	引取月日	引取数	残数
			受領印
卸売業者名		日時	

課題
対応

取組事例5：水産物の产地仲買業者による、箱のロット識別

产地仲買業者である事業者Gは、朝、产地市場で入札によって仕入れた水産物を、箱詰めし、夕方までには消費地市場等に出荷していますが、仕入れた水産物を全量その日のうちに出荷できるとは限りません。

そのために、例えば、当日水揚げのロットと、前日水揚げのロットの両方を販売することがあるので、箱のテープや重量表示の文字を色分けして見分けられるようにしています。また、伝票（送り状）には、どの色がそれぞれ何箱かを記載します。なお、消費地の卸売業者の担当者に対して各ロットの水揚げ日を口頭で伝えています。



送り状				
平成25年10月24日 No.353785				
荷受主	東京都中央卸売市場 築地市場 △△△水産株式会社 御中 OOG ***** 様			
品名	荷姿	個数	重量	備考
カツオ(赤)	2尾入	20	***	OO産
カツオ(青)	2尾入	25	***	OO産
合計			***	
扱店	□□運送		運賃	元払い

上記のとおりお送り申し上げましたから御査収下さい。
株式会社OO水産
 鮮冷出荷部 担当 ***
 電話1234-56-7891 FAX1234-56-7892